

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成29年8月10日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第8号

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する
条例

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年秋田県後期
高齢者医療広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条にお
いて準用する場合を含む。）」を加える。

第8条の2の見出し中「特定個人情報」を「保有特定個人情報」に改め、
同条第2項本文中「目的のために」の次に「保有」を加え、同項ただし書
中「ただし、」の次に「保有」を加える。

第27条の2中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8
号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。